

水道事業の統合に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月5日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第2号

水道事業の統合に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(鴨川市職員自主研究の実施に関する要綱の一部改正)

第1条 鴨川市職員自主研究の実施に関する要綱(平成17年鴨川市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び企業職の職員」を削る。

(鴨川市職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 鴨川市職員被服貸与規程(平成17年鴨川市訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(水道事業職員を除く。)」を削る。

第9条第2項中「(水道事業を除く。)」を削る。

(鴨川市職員等の旅費に関する条例の運用規程の一部改正)

第3条 鴨川市職員等の旅費に関する条例の運用規程(平成17年鴨川市訓令第30号)の一部を次のように改正する。

第8項(第2項)第2号中「若しくは水道事業管理者」を削る。

(鴨川市庁議等要綱の一部改正)

第4条 鴨川市庁議等要綱(平成17年鴨川市訓令第58号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、水道課長」を削る。

別記第1号様式中「水道課 国保病院」を「国保病院」に改める。

(鴨川市職員等の内部通報に関する要綱及び鴨川市公益通報者の保護に関する要綱の一部改正)

第5条 次に掲げる訓令の規定中「(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)」を削る。

(1) 鴨川市職員等の内部通報に関する要綱(平成19年鴨川市訓令第8号)第2条第1項第1号

(2) 鴨川市公益通報者の保護に関する要綱(平成19年鴨川市訓令第9号)第2条第2項第1号

(鴨川市職員暫定再任用実施要綱及び鴨川市職員定年前再任用実施要綱の一部改正)

第6条 次に掲げる訓令の規定中「行政(企業)職給料表」を「行政職給料表」に改める。

(1) 鴨川市職員暫定再任用実施要綱(平成26年鴨川市訓令第3号)第6条第2項第1号及び第2号

(2) 鴨川市職員定年前再任用実施要綱(令和5年鴨川市訓令第4号)第5条第2項第1号及び第2号

(鴨川市リハビリ出勤実施要綱及び鴨川市職員ハラスメント防止要綱の一部改正)

第7条 次に掲げる訓令の規定中「、水道課長」を削る。

(1) 鴨川市リハビリ出勤実施要綱(平成28年鴨川市訓令第7号)第6条第1項

(2) 鴨川市職員ハラスメント防止要綱(令和3年鴨川市訓令第6号)第2条第2号

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。